

第47期定時株主総会の招集に関するの 電子提供措置事項

● 事業報告

「使用人の状況」

「主要な借入先の状況」

「会社役員の状況（社外役員に関する事項）」

「会計監査人の状況」

「業務の適正を確保するための体制」

「業務の適正を確保するための体制の運用状況」

「会社の支配に関する基本方針」

● 連結計算書類

「連結注記表」

● 計算書類

「個別注記表」

第47期

（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

カッパ・クリエイト株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 企業集団の現況

(1) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
787名	3名増

(注) パートタイマー・アルバイトの期中平均雇用人員は、6,318名（1人1日8時間換算）であり、上記使用人数には含まれておりません。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
664名	39.4歳	14.0年

(注) 出向・嘱託従業員及びパートタイマー・アルバイトの人数は、上記使用人数に含まれておりません。

(2) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,665 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,475 百万円

2. 会社の現況

(1) 会社役員の状況（社外役員に関する事項）

①他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）才門麻子氏は株式会社クラッセ・ドゥ・クラッセの代表取締役社長であります。また、株式会社アトムの子会社クラッセの社外取締役でありましたが、2024年6月25日付で退任いたしました。当社と兼務先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）河本拓也氏はアサヒビール株式会社の常勤監査役であります。当社はアサヒビール株式会社よりビールを購入しております。
- ・取締役（監査等委員）木村敬子氏は株式会社モニクルの執行役員 経営企画室長であります。当社と兼務先との間には特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）中西麻理氏は中西麻理公認会計士事務所の所長、

明星監査法人の代表社員、及び清水建設プライベートリート投資法人の監督役員であります。当社と兼務先との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 才門麻子	監査等委員である取締役として当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また、監査等委員会12回全てに出席いたしました。 企業経営の豊富な経験と知見を活かし、経営全般において専門的な立場から監督、助言等を行うなど、客観的・中立的な立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 河本拓也	監査等委員である取締役として当事業年度に開催された取締役会14回全てに、また、監査等委員会12回全てに出席いたしました。 食品や飲食事業に関するマーケティングの豊富な経験と知見を活かし、特にマーケティング分野では専門的な立場から監督、助言等を行うなど、客観的・中立的な立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 木村敬子	監査等委員である取締役として、2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回全て、監査等委員会9回全てに出席いたしました。 財務分析、企業価値評価、デジタルマーケティングに関する高度な経験と知見を活かし、特に財務・会計分野では専門的な立場から監督、助言等を行うなど、客観的・中立的な立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員） 中西麻理	監査等委員である取締役として、2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回全て、監査等委員会9回全てに出席いたしました。 公認会計士・税理士としての財務・会計及び税務に関する高度な経験と知見を活かし、財務・会計の分野では専門的な立場から監督、助言等を行うなど、客観的・中立的な立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

（注）1.上記の取締役会の開催のほか、会社法第370条及び当社定款第29条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

(2)会計監査人の状況

①名称

有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	63百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3.当事業年度は、上記以外に前事業年度の監査に係る追加報酬3百万円を会計監査人である有限責任監査法人トーマツに支払っております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、50百万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3)業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要
は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ.役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たす
ため、コンプライアンス・ポリシーを定め、それを全役職員に周知徹底
させる。

ロ.経営戦略本部長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社
のコンプライアンスに関する事項について定期的な検証及び対策を検討
すると共に、適時代表取締役及び監査等委員会に報告する。

ハ.法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入す
る。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ.職務の執行に係る文書その他の情報を、文書管理規程及び個人情報規程
の定めるところに従い適切に作成、保存又は廃棄し、かつ管理の運用を
実施し、必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを行う。

ロ.取締役及び監査等委員は、これらの文書を閲覧することができる。

ハ.取締役は、当社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部署及
び管理する部署を設置し、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した
上で、法令に従い適切に開示する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ.代表取締役社長の直轄する部署として、内部監査室を設置し定期的に業
務監査項目及び実施方法を検討し、監査実施項目に漏れがないか否かを
確認し、監査方法の改定を行う。

ロ.内部監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき危険のあ
る業務執行行為が発見された場合の通報体制として、発見された危険の
内容及びそれが及ぼす損失の程度等について、直ちにリスクマネジメン
ト委員会及び担当部署に通報される体制を構築する。

ハ.内部監査室の情報収集を容易とするために、内部監査室の存在意義を使
用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室
に報告するよう指導する。

ニ.代表取締役を委員長としたリスクマネジメント委員会を設置し、各部署から業務に係るリスク状況について定期的に報告を受け、適宜検討及び対応を図る。

ホ.リスクマネジメント委員会は、危機管理規程の整備、運用状況の確認等を行う。

ヘ.取締役会は、毎年、業務執行に関するリスクを特定し、見直すと共に、リスク管理体制についても見直しを行う。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ.別途定める社内規程に基づく責任と権限及び意思決定ルールにより、執行役員制度を導入し、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制をとるため、意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図ると共に、重要な事項については経営会議を設置して、合議制により慎重な意思決定を行う。

ロ.中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化すると共に、取締役は年度予算及び中期計画を策定し、毎月それに基づく進捗状況を取締役会において報告する。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人に法令・定款の遵守を徹底するためコンプライアンス委員会を設置すると共に、使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、公益通報規程に基づく内部通報制度を構築する。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ.当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」、「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」、「使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」について、グループとして管理体制を構築、整備し、運用する。

ロ.当社及び子会社の業務の適正については、関係会社管理規程により管理する。本規程は、①事業に関する承認、②事業に関する報告の提出、③経営上における連絡の保持について管理している。

ハ.当社の内部監査室は、子会社等に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。

ニ.当社の内部監査室は、子会社等との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、子会社等の内部監査室又はこれに相当する部署と十分な情報交換を行う。

⑦監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会決議により補助使用人を置くことができる。補助使用人の員数や求められる資質について、監査等委員会と協議し、適任と認められる人員を配置する。

⑧監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事（採用、異動、昇格、降格、報酬、懲罰等）については、監査等委員会の同意を必要とし、使用人のスタッフの面接及び業績評価は監査等委員会が行う。

⑨監査等委員会の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ.補助使用人は、監査等委員会から指示された職務に関して、監査等委員会以外の指示命令は受けないものとする。

ロ.補助使用人は、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。

ハ.補助使用人は、監査等委員に同行して、代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場に参加する。

⑩当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ.当社及び子会社の取締役並びに使用人は、監査等委員会の定める監査等委員会規程に従い各監査等委員の要請に応じて必要な報告をすることとする。

ロ.前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。

- ・当社の内部統制システム構築に係る部門の活動状況
- ・当社の子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容

⑪監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

イ.監査等委員会規程において、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、当社からいかなる不利益な取扱いを受けないことを明記する。

ロ.当社の公益通報取扱規程において、従業員が、監査等委員会への報告又は内部通報窓口への通報により、人事評価において不利益な取扱いを受けることがなく、また懲戒その他の不利益処分の対象となることがない旨を定める。

⑫監査費用の前払い又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について合理的に生ずる費用の前払い又は償還、その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務を、監査等委員の請求に基づき速やかに支払う。

⑬その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ.役職員の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。

ロ.代表取締役との定期的な意見交換を開催し、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

⑭反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

暴力団等の反社会的勢力及びこれらと関係のある個人・団体に対して、一切の交流・取引を行わないこと、要求を断固拒否することを方針とし、警察等の外部機関や関連団体・関連企業と協力して、情報を収集し反社会的勢力の排除のため社内体制の整備を推進する。

(4)業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ①内部監査室により実施した当社の内部監査結果は、定期的に当社取締役会あるいは社内の重要な会議の場で報告を行っております。
- ②当社及び子会社の役員並びに使用人に対しコンプライアンスやリスク管理等の基本的な思想に関する社内での研修や、外部から講師を招いての講習会を開催し意識の浸透を図っております。
- ③全役職員を対象とした営業秘密に関する講義の実施や秘密保持誓約書の取得対象者の拡充等の取り組みを実施しております。
- ④金融商品取引法に基づく財務報告を内部監査室により評価を行い、当事業年度における重大な違反はなく、内部統制システムは適切に運用されていると判断します。
- ⑤当社グループの役員及び使用人は、反社会的勢力及びこれらと関係のある個人・団体とは一切の関係を持たず毅然とした態度で対応しております。

(5)会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はございません。

連 結 注 記 表

1.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|--|
| ①連結子会社の数 | 4社 |
| ②主要な連結子会社の名称 | 株式会社ジャパンフレッシュ
カップ・クリエイト코리아株式会社
PT.Kappa Create Indonesia |
| ③連結の範囲の変更 | 当連結会計年度からカップ・クリエイト코리아株式会社及びPT.Kappa Create Indonesiaを連結の範囲に含めております。これは、カップ・クリエイト코리아株式会社については、当連結会計年度中に当社が新たにカップ・クリエイト코리아株式会社株式を取得したことにより、PT.Kappa Create Indonesiaについては、当連結会計年度において新たに設立したことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めることとしたものであります。 |
| ④非連結子会社 | 非連結子会社はありません。 |

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。
- ②持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、カップ・クリエイト코리아株式会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ.有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

ロ.棚卸資産

商品・原材料

主として月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

製品

月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

月別総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げ)

の方法）（ただし、店舗用を除く一部貯蔵品は最終仕入原価法による原価法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ.有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

尚、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 1～38年

構築物 2～27年

工具、器具及び備品 1～18年

ロ.無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

尚、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法で償却しております。

ハ.リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ.貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ.賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ.販売促進引当金

将来の株主優待ポイントの利用による費用の発生に備えるため、株主優待ポイントの利用実績率に基づいて、連結会計年度末日の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社グループは、回転寿司等の飲食店運営によるサービスの提供、飲食店の顧客に対する物品の販売及び小売店に対するデリカ商品の販売を行っております。

サービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

物品の販売による収益は、飲食店における顧客に対する物品の販売及び小売店に対するデリカ商品の販売であり、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

尚、回転寿司等の飲食店運営に係るサービスの提供による収益は、他社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムのポイント負担金を差し引いた金額で収益を認識しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

イ、ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

ハ、ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ、ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

⑥外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑦その他連結計算書類の作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債償還期間にわたり均等償却しております。

2.会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3.会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。尚、関係会社の事業計画については次の仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

大企業を中心に賃上げが継続され、中小企業においても賃上げを見込む企業が増加し、賃金上昇分を販売価格に転嫁する動きが強まることにより客単価は増加する一方で、より厳しい選択眼を持つ顧客の増加や、価格もしくは価値を重視する消費の二極化により来店頻度が減少することを想定しております。また、回転寿司事業におきましては、新規出店による店舗数増加及び前年の出店や改装店舗の稼働日数の増加と2025年3月期実績、デリカ事業におきましては、コスト管理の徹底と新たな取引先の開拓、従業員のスキルアップ支援を通じて、収益性の改善及び競争力の向上を踏まえ、翌連結会計年度の売上高は前年実績を上回ると仮定しております。

(1) 有形固定資産の減損

連結貸借対照表に計上した金額

有形固定資産 12,299百万円

その他情報

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価に当たり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、営業店舗及び工場を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。このうち、減損の兆候がある資産グループ等について減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。当期に計上した減損損失については、「9.減損損失に関する注記」に記載しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の重要な仮定に変更があった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

連結貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産 586百万円

その他情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額に基づいて見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4.連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

34,348百万円

(2) 偶発債務
(訴訟等)

当社は、当社を被告として、株式会社はま寿司から、2023年12月27日付けで東京地方裁判所に、5億11百万円の損害賠償の支払いを求める等の訴訟が提起されております。今後の推移によって当社の将来の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積ることが困難であるため、連結計算書類には反映しておりません。

(3) 財務制限条項

該当事項はありません。

5.連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 49,414,578株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の原 資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余 金	246	5	2024年3月31 日	2024年6月6 日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年 5月9日 取締役会	普通株式	246	5	2025年3月31日	2025年6月5日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6.金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引です。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジ有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「(4) 会計方針に関する事項」⑤「重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)投資有価証券(注1)			
その他有価証券	25	25	－
(2)敷金及び保証金	3,604	3,468	△136
資産計	3,630	3,494	△136
(3)長期借入金(注3)	7,140	7,060	△79
(4)社債(注3)	100	99	△0
(5)長期未払金(注3)	3,257	3,331	73
(6)リース債務(注3)	8	8	0
負債計	10,505	10,499	△6
デリバティブ取引(注4)	△11	△11	－

(注1) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	836

これらについては、「その他有価証券」に含めておりません。

(注2) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金(注3)に含まれるものを除く)、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注3) 一年内返済予定の長期借入金、一年内償還予定の社債、一年内返済予定の長期未払金に該当する未払金、一年内返済予定のリース債務はそれぞれ長期借入金、社債、長期未払

金、リース債務に含めて表示しております。

(注4) デリバティブ取引によって、生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格より算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	25	—	—	25
資産計	25	—	—	25
デリバティブ取引 金利関連	—	△11	—	△11
負債計	—	△11	—	△11

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	—	3,468	3,468
資産計	—	—	3,468	3,468
長期借入金	—	7,060	—	7,060
社債	—	99	—	99
長期未払金	—	3,331	—	3,331
リース債務	—	8	—	8
負債計	—	10,499	—	10,499

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、取引先金融機関から揭示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、敷金及び保証金の回収見込額を安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金、社債、長期未払金及びリース債務

これらの時価は、市場金利に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益の分析情報

(単位：百万円)

		報告セグメント		合計
		回転寿司事業	デリカ事業	
財・サービスの種類別 サービスの提供	サービスの提供	59,537	—	59,537
	物品の販売	24	13,646	13,671
顧客との契約から生じる収益		59,562	13,646	73,208
外部顧客への売上高		59,562	13,646	73,208

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の期首残高及び期末残高は、次のとおりであります。尚、当社グループにおいて、契約資産及び契約負債はありません

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,569
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,472

9.資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社グループの店舗及び工場の定期借地権契約及び建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等があります。

(2) 当該除去債務の金額の算定方法

当該契約の期間に応じて2年～31年と見積り、割引率は0.00%～2.16%（国債流通利回り）を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	1,561百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	160
時の経過による調整額	18
資産除去債務の履行による減少額	△32
その他	△30
期末残高	1,677

10.減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所	件 数	金 額
営業店舗他	建 物 他	神奈川県他	40件	106百万円
工場	機械装置他	兵庫県他	3件	167百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、営業店舗及び工場を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスになっている資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額273百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

尚、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローを8.04%～9.30%で割引いて算定しております。

11.1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 219円66銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 20円77銭 |

12.重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	時価法
市場価格のない株式等以外のもの	(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	主として移動平均法による原価法

②棚卸資産

商品・原材料	主として月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品	月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）（ただし、店舗用を除く一部貯蔵品は最終仕入原価法による原価法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
尚、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～31年
構築物	2～27年
工具、器具及び備品	1～18年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法
尚、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年間）に基づく定額法で償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

③販売促進引当金

将来の株主優待ポイントの利用による費用の発生に備えるため、株主優待ポイントの利用実績率に基づいて、事業年度末日の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、回転寿司等の飲食店運営によるサービスの提供、飲食店の顧客に対する物品の販売を行っております。

サービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

物品の販売による収益は、飲食店における顧客に対する物品の販売であり、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

尚、回転寿司等の飲食店運営に係るサービスの提供による収益は、他社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムのポイント負担金を差し引いた額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債償還期間にわたり均等償却しております。

2.会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類等への影響はありません。

3.会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。尚、関係会社の事業計画については次の仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

大企業を中心に賃上げが継続され、中小企業においても賃上げを見込む企業が増加し、賃金上昇分を販売価格に転嫁する動きが強まることにより客単価は増加する一方で、より厳しい選択眼を持つ顧客の増加や、価格もしくは価値を重視する消費の二極化により来店頻度が減少することを想定しております。また、回転寿司事業におきましては、新規出店による店舗数増加及び前年の出店や改装店舗の稼働日数の増加と2025年3月期実績を踏まえ、翌事業年度の売上高は前年実績を上回ると仮定しております。

(1) 有形固定資産の減損

貸借対照表に計上した金額

有形固定資産 11,531百万円

その他情報

連結注記表「3 会計上の見積りに関する注記 (1)有形固定資産の減損 その他情報」の内容と同一であります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産 565百万円

その他情報

連結注記表「3 会計上の見積りに関する注記 (2)繰延税金資産の回収可能性 その他情報」の内容と同一であります。

4.貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 31,568百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	327百万円
② 長期金銭債権	860百万円
③ 短期金銭債務	51百万円

(3) 偶発債務

(訴訟等)

当社は、当社を被告として、株式会社はま寿司から、2023年12月27日付けで東京地方裁判所に、5億11百万円の損害賠償の支払いを求める等の訴訟が提起されております。今後の推移によって当社の将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。現時点でその影響額を合理的に見積ることが困難であるため、計算書類には反映をしておりません。

(4) 財務制限条項

該当事項はありません。

5.損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引

仕入高	350百万円
販売費及び一般管理費	820百万円

(2) 営業取引以外の取引 64百万円

6.株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 65,702株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	24百万円
減価償却超過額	2,230百万円
資産除去債務	551百万円
子会社株式評価損	253百万円
繰越欠損金	2,707百万円
その他	624百万円
繰延税金資産小計	6,391百万円
評価性引当額	△5,711百万円
繰延税金資産合計	680百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△113百万円
その他	△1百万円
繰延税金負債合計	△115百万円
繰延税金資産の純額	565百万円

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9.関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	株 式 会 社 ジャパ フレッシュ	86.56	不 動 産 の 賃 貸 等 食材仕入金額の立替 資 金 の 貸 付	不動産の賃貸	64	未収入金	0
				食材仕入金額 の 立 替	—	未収入金	1
				資 金 の 貸 付	—	関係会社 貸付金	900
				資 金 の 回 収	100		
				利 息 の 受 取	20	その他流 動資産	—
子 会 社	カッパ・クリ エイトコリア 株 式 会 社	80.00	食材仕入金額の立替 資 金 の 貸 付	人件費の立替	9	未収入金	9
				資 金 の 貸 付	152	その他流 動資産	152

- (注) 1. 上記議決権等の所有割合は2025年3月31日現在の議決権の割合を記載しております。
2. 賃貸料については、近隣の取引実勢及び減価償却費等を勘案し、両者協議の上、決定しております。
3. 仕入れの立替について、金利及び手数料の授受は行っておりません。
4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
親 会 社 の 子 会 社	株 式 会 社 コロワイド M D	—	原 材 料 の 仕 入 等	原材料の仕入 等	26,019	買 掛 金	2,478
						未 払 金	5

- (注) 取引関係については随時見直しを行っており、仕入価格の算定については双方の合意に基づく価格により決定しております。

10.減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所	件 数	金 額
営業店舗他	建 物 他	神奈川県他	38件	100百万円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、営業店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

当事業年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスになっている資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額100百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

尚、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローを8.04%～9.30%で割引いて算定しております。

11.1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 215円47銭

(2) 1株当たり当期純利益 23円27銭

12.重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。